

ID: 5383

担当部署: 総務部 総務課 総務係

処分の概要	保有個人情報の利用停止請求に対する利用停止・利用不停止の決定		
法令名 根拠条項	個人情報の保護に関する法律第101条		
法令番号	平成15年法律第57号		
<p>【基準】</p> <p>法第100条の規定による。 (保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第 100 条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	利用停止請求があった日から14日以内（名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例第10条の規定により読み替える個人情報の保護に関する法律第102条第1項）		
備考			
設定年月日	令和5年7月28日	最終変更年月日	年 月 日